

# 外國地名人名協議會

主管 圖書局 國語課（昭一七・三十一昭一八・一二）

教學局 國語課（昭一八・一一昭一・九九）

## ○外國語地名人名ノ呼稱並ニ表記ノ調査ニ關スル件

### 一、趣旨

外國語ノ地名・人名ノ呼稱並ニ表記ニ關シテハ、從來區々トシテ統一ナク、教育上實際上障礙ト不便尠カラザリシが、殊ニ第二次歐洲大戰・大東亞戰爭ノ起ルニ及ビ、外國語ノ地名・人名ノ現ハルルモノ無數ニシテ而モ何等ノ統一ナキヲ以テ、之ガ速力ナル統一ハ國內ヘ素ヨリ大東亞共榮圈建設工作上喫緊ノ要務ノ一ナリト思料セラル。依テ、今般特ニ關係諸官廳・民間團體ノ地理學・西洋史學・言語學關係ヨリ適當ト認ムル者ヲ囑託シ、急速ニ之ヲ調査統一セントス。

### 一、調査ヲ囑託スベキ者

昭和十七年度中調査ヲ委嘱スベキ者左ノ如シ。

官 廳 企 畫 院 企 畫 院 書 記 官 上 山 顯  
情 報 局 情 報 局 情 報 官 河 野 達 一

地理學關係	民間團體	外務省	外務書記官	佐藤信太郎
東京帝國大學助教授	國際文化振興會	陸軍省	陸軍大佐	佐真岡長得一
東京文理科大學助教授	日本放送協會	海軍省	海軍軍中佐	佐川本邦雄
東京商科大學豫科教授	同盟通信社	遞信省	遞信書記官	佐川長得一
東京帝國大學教授	國語協會	拓務省	拓務書記官	佐藤信太郎
今井謙二郎	日本放送協會	同上	以上各一名	以上各一名
山中登喜郎	同盟通信社	以上各一名	以上各一名	以上各一名
辻内石太郎	國語協會	以上各一名	以上各一名	以上各一名
入江岐善郎	日本放送協會	以上各一名	以上各一名	以上各一名
土岐修磨	同盟通信社	以上各一名	以上各一名	以上各一名
稻垣克郎	國語協會	以上各一名	以上各一名	以上各一名
稻垣克郎	日本放送協會	以上各一名	以上各一名	以上各一名
石川長得一	同盟通信社	以上各一名	以上各一名	以上各一名
川本邦雄	國語協會	以上各一名	以上各一名	以上各一名
長得一	日本放送協會	以上各一名	以上各一名	以上各一名
得一	同盟通信社	以上各一名	以上各一名	以上各一名
藤田穰嚴	國語協會	以上各一名	以上各一名	以上各一名
信太郎	日本放送協會	以上各一名	以上各一名	以上各一名

第一高等學校教授

龜井

高孝

京都帝國大學名譽教授

新村

出

東京帝國大學教授

市河

進喜

同

慶應義塾大學教授

松本

廣平

### 一、調査ノ方法及ビ事項

本調査ハ大體四月ヨリ各週一回、約二十回ヲ以テ完了ノ予定。

#### 調査事項

一、假名ヲ以テスル外國語表記ノ原則ニ關スル件

二、採擇スベキ原語ニ關スル件

三、大東亞共榮圈ニ於ケル地名ニ關スル件

四、前項以外ノ地域ニ於ケル地名ニ關スル件

五、歴史的主要人物ノ呼稱及ビ表記ニ關スル件

六、現存セル主要人物ノ呼稱及ビ表記ニ關スル件

但シ三、五、六ノ各項ニ在リテハ、滿洲國及ビ中華民國ノモノヲ除ク。

以

上

## 審議經過

昭和十七年四月、文部省圖書局國語課は、外國の地名人名整理統一に關する各種の資料を廣く蒐集調査の上、基礎資料を作成し、左の諸氏に依囑して、之を審議することとした。

企畫院	企畫院書記官	上	山	顯
情報局	情報局情報官	河	野	達一
外務省	外務書記官	佐	藤	信太郎
陸軍省	陸軍中佐	松	平	東
海軍省	海軍中佐	眞岡	田	穣一郎
遞信省	遞信書記官	桑原	康	
拓務省	拓務書記官	長春		
陸地測量部	陸軍大佐	川本	得一	
京都帝國大學名譽教授	京都帝國大學名譽教授	川本	邦雄	巖
東京帝國大學教授	東京帝國大學教授	新村	喜平郎	一郎
小倉河進	小倉河進	川三郎	出喜平	
市	市	三郎	喜平郎	

同 今 井 登 志 喜

同 山 中 謙 二

第一高等學校教授 龜 井 高 孝

東京帝國大學助教授 辻 村 太 郎

東京文理科大學助教授 東 京 商 科 大 學 教 授

慶 應 義 墓 大 學 教 授

東京帝國大學名譽教授

日本放送協會囑託

國際文化振興會主事

同盟通信社外信部長次長

同 外 信 部 長

入 江 啓 四 郎

長 谷 川 才 次

同年六月及び九月總會を開き、整理統一に關する根本の方針を審議決定し、次いで、村川堅固、市河三喜、今井登志喜、山中謙二、龜井高孝、辻村太郎、内田寛一、石田龍次郎、松本信廣の九氏に依嘱し、所定の方針に基づき、基礎資料所收の各地名人名につき審議を煩はすこととした。依つて昭和十七年度中に三十四回、昭和十八年度中に十九回の協議會を開催し、慎重審議の末結論を得た。

これにつき重ねて至囁託の意見を徴し、更に整理して本表の決定を見たのである。(「標準外國地名人名表」附載)

〔備考〕 本案は更に整理の上、「外國の地名人名の書き方」として、昭和二十二年三月、國語調査室から発表された。

## 國語學習効果の判定に関する協議会

昭二三・六・一

主管 教科書局 國語課

### 一、趣旨

兒童生徒の國語読解力の修得状況を明らかにするため、國語學習の効果を判定する方法を研究する協議会を設ける。

### 二、組織

協議員

文部省教科書局長

稻 田 清 助

第一編修課長

大 島 文 義

助

文部事務官

石 森 延 男

義

同 同

沖 小 山 山 定 良 光

同 和 田 義 信  
同 森 一 重

教材研究課長 青木誠四郎  
文部事務官 木宮乾峰  
調査員 松本順之  
國語課長 釘久春  
文部事務官 白石大二  
調査員 高橋一夫

### 三、事業

(一) 義務教育期間における教科書によつて授けられる用語について、その学習効果の判定の方法を研究する。

- (1) 効果判定は、まず小学校第一学年國語科について行う。
- (2) 第二学年以後の学習効果判定については、あらためて考慮するものとする。
- (3) 國語科以外の教科書については、さらに協議する。なお、連絡調整には、主として小山事務官高橋調査員が当るものとする。

國語の學習効果判定に関する報告会（昭和二四・一一・一七）

「國語學習の効果判定に関する調査報告」一冊（昭二四・三）

## 公用文改善協議会 昭二三・六・一五——昭二四・三

主管 教科書局 國語課

公用文改善協議会設置について（昭二三・六・一五）

### 一、公用文改善協議会規程

第一條 官廳の業務を民主的にし能率的にすることを目的として、官廳用語等（法律及び法令用語、各般の政府発表文書、官廳名官職名等の官廳用語並びに書類形式等）をやさしく美しくするため、内閣総理大臣の監督の下に、「公用文改善協議会」を設ける。

第二條 この協議会は、左に掲げるような事項について調査研究し、且つその成案の普及施策を立てること。

- 一 法律その他政府発表文書の文体・用語・用字をやさしくし、且つその統一を図ること。
- 二 新たに設けられる官廳名・官職名等（改められる場合を含む。）をやさしく美しくするとともに適正な表現にすること。
- 三 書類等の形式を改善し、事務能率の向上を図ること。

四 各省廳の業務の特性を考えて、実情に即する用字用語例等の改革案を作成するようにならうこと。

五 各種参考資料の編集・講習会の開催・地方公共團体に対して用語をやさしくするよう勧奨すること、官廳の言葉に対する民間各方面の意見の調査等この協議会の趣旨を達成するために必要な各種事業を計画すること。

第三條 この協議会は、会長一名、副会長二名、委員四十五名以内をもつて組織する。

2 特別の事項を調査審議するため、必要のあるときは臨時委員を置くことができる。

第四條 会長は、内閣官房長官をもつてこれにあて、副会長は、内閣総理大臣の指名する内閣官房次長、文部次官をもつてこれにあてる。

2 委員は左の者をもつてこれにあてる。

一 關係各省廳の官吏二十五名以内

二 地方公共團体職員十名以内

三 学者及び民間における見識経験のある者十名以内

3 臨時委員は、官吏または学者及び民間における見識経験のある者若干名をもつてこれにあてる。

4 会長及び副会長並びに委員及び臨時委員は、内閣総理大臣が、これを命じまたは委嘱する。

第五條 会長は、会務を總理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の指名する副会長が、その職務を代理する。

第六條 この協議会に、幹事三十名以内を置き、内閣總理大臣が、関係各省廳の一級または二級の官吏の中からこれを命ずる。

2 幹事は、上司の指揮を受けて、庶務を整理する。

第七條 この協議会に、書記若干名を置き、内閣總理大臣が、関係各省廳の二級または三級の官吏の中からこれを命ずる。

2 書記は、上司の指揮を受けて、庶務に從事する。

第八條 この協議会に、専門調査員を置くことができる。

第九條 この協議会の事業は、昭和二十四年三月までに完了し、その結果を内閣總理大臣に報告する。

(二二三・七・八)

公用文改善協議会の調査審議事項の実施について（昭和二十三年六月十五日閣議了解事項）

公用文改善協議会が調査審議し、内閣總理大臣に報告した事項のうち、内閣總理大臣が実施することを適當と認めた事項については、その普及施策の実施は總理廳・文部省がこれにあたり各省廳はつとめてその趣旨を実行すること。

(二二三・七・八)

○公用文改善協議會會長副會長委員等名簿

會長	內閣官房長官	佐藤
副會長	文部次官	一作
委員官廳	總理廳官房總務課長	祐成
總理廳官房自治課長	井郡	三
總理廳官房審議室事務官	岩手	一
宮內府長官官房秘書課長	鈴木	一
經濟安定本部總裁官房長	吉村	一
行政管理廳次長	岡田	一
物價廳第一部長	大野	一
連絡調整中央事務局官房秘書課長	吉安	一
建設省官房長	田中	一
特別調達廳調整局次長	邦彦	一
國家地方警察本部總務部長	晴彌	一
	信賢	一
	柏村	一
	永江	一
	滋岩	一
	田村	一
	景操	一
	賢信	一



北多摩郡府中町助役

矢

部

隆

治

北多摩郡神代村助役

桑

田

良

神奈川縣總務部長

矢

谷

信

横浜市助役

三

重

忠

高座郡相模原町助役

中

里

正

千葉縣總務部長

佐

藤

秀

山武郡東金町助役

木

柳

雄

埼玉縣川口市助役

佐

藤

雄

國語審議會會長

中

里

正

朝日新聞社

三

谷

義

日本放送協会理事長

佐

藤

雄

商工会議所業務部長

木

柳

雄

カナモジ会理事長

佐

藤

雄

建設省地理調査所地図部長

前

里

正

民間

幹事

一六四

總理廳官房會計課長

藤

常

總理廳官房總務課事務官

上

川

勝

總理廳官房審議室事務官

杉

江

清

總理廳官房自治課事務官

藤

井

洋

總理廳官房管理部調查課長

吉

國

雄

法務廳法制第二局事務官

前

川

道

法務廳人事課勤務

上

田

一

文部省文書課長

森

田

朋

厚生省總務課長

安

田

一

大藏省大臣官房文書課長

村

上

臣

法務廳人事課勤務

上

田

孝

文部省文書課長

細

田

三

農林省文書課長

田

茂

郎

商工省總務局總務課長

德

田

嚴

運輸省文書課長

荒

木

久

遞信省文書課長

松

井

次

勞働省總務課長

富

一

郎

勞働省總務課長

櫻

井

一

書

記

會計檢查院文書課長 樺  
最高裁判所事務局秘書課長 內  
文部省教科書局國語課事務官 釘  
文部省教科書局國語課事務官 廣  
文部省教科書局國語課事務官 白  
總理廳官房總務課事務官 齋  
同 同 同 立  
同 同 同 塩  
同 同 同 松  
同 同 同 福  
同 同 同 中

山 樺  
藤 本 久 太 博  
藤 本 久 太 博  
糾 太 郎 春 博  
大 郎 春 博  
石 仁 春 博  
立 仁 春 博  
鹽 仁 春 博  
松 仁 春 博  
福 仁 春 博  
中 仁 春 博  
野 仁 春 博  
田 仁 春 博  
尾 仁 春 博  
石 仁 春 博  
田 仁 春 博  
紀 仁 春 博  
富 仁 春 博  
大 仁 春 博  
二 仁 春 博  
造 仁 春 博  
和 仁 春 博  
正 仁 春 博  
二 仁 春 博  
郎 仁 春 博  
春 仁 春 博  
夫 仁 春 博

## ○終戦後における公用文改善事業

### ——公用文改善協議会設置の経過——

(昭和二十一年三月から同二十三年六月まで)

昭和二十一年三月六日 憲法改正草案要綱が内閣から発表された。

四月十七日 憲法改正案が、内閣から発表された。

文部省で、省内関係官出席のもとに、第一回文部省用語改良打合会（後の官廳用語改良打合会）が開かれた。

四月十八日 次官会議で、「各官廳における文書の文体等に關する件」（法制局）が決定された。

六月十七日 文部省開催の官廳用語改良打合会で各省協力のもとに成案をえた。「官廳用語を平易にする標準に關する件」につき、次官会議で、その実行を申し合わせた。

七月八日 文部省では、「官廳用語を平易にする標準に關する件」の前文、

なお、用字・用語の例及び実際の文例については、内閣及び各省が協力して、別に「官廳用語便覽」（仮称）を編修する。

の趣旨に基いて、官廳用語編修協議会を開くため、文部次官から、発

教七二号をもつて、内閣書記官長・法制局長官・各省次官にあてて、主務課長・事務官の出席を求めた。

七月十七日 文部省で、内閣および各省の出席をえて、第一回官廳用語便覽編修協議会（「公文用語の手びき」編修協議会）が開かれた。以後ひきつづき、原則として毎週一回開かれた。

十一月三日 日本国憲法が内閣から公布された。

十一月十六日 「当用漢字表」が、内閣訓令第七号、同告示第三二号をもつて、現代かなづかいが、内閣訓令第八号、同告示第三三号をもつて公布された。

十二月九日 「公文用語の手びき」編修協議会で成案をえた「公文用語の手びき」について、次官会議で、「官廳の用字・用語をやさしくする件」として、その実行が申し合わされた。

十二月十日 「公文用語の手びき」について、十二月九日の次官会議の申合せが、閣議に報告された。

十二月十一日 「公文用語の手びき」について、文部次官談が新聞発表された。

十二月二十四日 「公文用語の手びき」について、十二月九日の次官会議の申合せが、

閣甲第四一八号をもつて、各廳に通知された。

昭和二十二年七月 中旬

行政調査部で、各省文書課長の參集を求めて、「書類の書き方について」及び「文書の整理方法案」について協議された。

十月十五日

文部省で、内閣及び各省の出席をえて、昭和二十一年十二月九日の次官会議で、その実行につき申合せをみた「公文用語の手びき」につきその補修について、第一回公用文改善協議会が開かれた。以後ひきつづき、昭和二十三年三月まで、八回にわたつて開かれた。

昭和二十三年一月二十六日 行政調査部から、「書類の書き方について」各省次官あて照会して、その意見を求めた。

(タイプライターの改造について、難点があるという意見があつた)

一月二十九日 「文書・図書の整理方法案」が、次官会議で申し合わされた。その後総理廳官房総務課から、閣甲第二十三号をもつて各省に通達された。

二月十六日 「当用漢字別表」が、内閣訓令第一号、同告示第一号をもつて、「当用漢字音訓表」、が内閣訓令第二号、同告示第二号をもつて公布された。

三月二十六日 文部省で内閣及び各省の出席をえて、第八回公用文改善協議会が開か

れ、改訂を終えた「改編公文用語の手引き」について最終的決定を得た。

なお、この席上で、「政府は、その他公用文の民主化を徹底し、官廳事務の能率増進と國語の平易化に資するため、強力な施策を樹立されるよう要望する。」ことが決議された。

四月十五日 「書類の書き方について」が次官会議に提出され、賛否なく、研究の必要ありとして未決になつた。

四月十六日 法務廳調査意見第一局から、日本行政機構一覽図が配布された。この間、行政機構及び内部部局並びにそれらの長の名称を改正するための打合会が開かれた。

四月三十日・五月七日 法務廳法制長官総務室から、法令規案例規が各省に配布された。

五月二十一日 「官廳の言葉をやさしくすることについて」が、総務局長会報に提出された。

五月三十一日 「官廳の言葉をやさしくする協議会（又は公用文改善協議会）設置」並びに「官廳の用字・用語をやさしくすることについて」が、次官会

議に提出され、決定及び申合せをみ、協議会の名称は「公用文改善協議会」と決定された。

六月十一日 「官廳の用字用語をやさしくすることについて」（五月三十一日の次官會議申合せ）が、閣議に報告された。

六月十五日 「公用文改善協議会設置について」並びに「公用文改善協議会の調査審議事項の実施について」が、閣議に提出され、決定及び了解をみた  
六月二十一日 五月三十日の次官會議で申合せをみた、官廳の用字・用語をやさしくすることについて」が、「改編公文用語の手びき」として、閣甲

第二五五号をもつて、総理廳官房総務課から、各省廳に通達された。

## ローマ字調査会

（昭二三・一〇・一一）

主管 教科書局 國語課

### ローマ字調査会規程

（昭二三・一〇・一一大臣裁定）

第一條 ローマ字調査会は、文部大臣の所轄とし、ローマ字による國語の書き表わし方に関する事項を調査審議する。調査会は、前項の調査審議の結果を文部大臣に報告し、及び文部大臣の諮詢した事項について答申するものとする。

第二條 調査会は、委員四十人以内で組織する。

特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

第三條 委員は、政治、学術、教育、文化、実業、勤労等の各界における学識経験のある者の中から文部大臣が命じ、又は委嘱する。

臨時委員は、学識経験のある者の中から調査会の承認を得て、文部大臣が命じ又は委嘱する。

第四條 臨時委員は、特別の事項の調査審議が終つたときは、退任するものとする。

第五條 調査会に、委員の互選による委員長及び副委員長各一人を置く。委員長及び副委員長の任期は一年とする。

第六條 調査会に専門の事項を調査させるために専門調査員を置くことができる。専門調査員は学識経験のある者の中から調査会の承認を得て、文部大臣が命じ又は委嘱する。

第七條 委員長は、会務を総理する。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第八條 調査会は、文部大臣に対し、文部大臣又は文部部内職員が調査会に出席して説明することを求めることができる。

文部大臣及び文部部内職員は、調査会に出席して意見を述べることができる。

第九條 調査会の会議は原則として公開する。

第十條 調査会は必要がある場合には、一般の意見を聞くために、公聽会を開く。

第十一條 調査会に幹事を置く。

幹事は関係各官廳の官吏の中から、文部大臣が命じ又は委嘱する。

幹事は、委員長の指揮を受けて、庶務を整理する。

第十二條 調査会に書記を置く。

書記は関係各官廳の官吏の中から、文部大臣が命じ又は委嘱する。

書記は、委員長及び幹事の指揮を受けて庶務に従事する。

#### ローマ字調査会議事規則

第一條 会議は、委員長が招集する。

第二條 委員長は会議の議長となり、議事を整理する。

第三條 委員長は、調査会にはかり質疑、討論その他発言について時間を制限することができ

る。

第四條 会議は、委員長委員及び臨時委員を合わせて、その半数以上が出席しなければ開くことができない。但し、あらかじめ特に議決を経たときはこの限りでない。

第五條 議席は、「あいうえお」順とする。

第六條 発言しようとするものは、議長の許可を受けなければならない。

第七條 議事は、出席の委員及び臨時委員の過半数で決定する。

可否同数のときは、議長が決定する。

第八條 採決は、挙手又は、起立によつて決定する。但し、議決によつて記名投票又は無記名投票によることができる。

第九條 調査会に、必要があるときは、主査委員会を設けることができる。

主査委員は、委員及び臨時委員の中から、委員長が会議にはかつて指名する。

第十條 主査委員は、互選によつて主査委員長を設ける。

主査委員長は、審査の経過及び結果を会議に報告しなければならない。

主査委員会の議事についてはこの規則を準用する。

第十一條 専門調査員は、総会、又は、主査委員会に出席して、その担当の事項について意見を述べることができる。

第十二條 この規定に定めていない事項については、会議にはかつて委員長が定める。

○ローマ字調査会委員名簿（昭二四・三・一四現在）

一七四

委員長 東京都教育委員  
副委員長 東京大學教授  
委員 日本国書館協会理事  
國語審議会会長

日本映画連合会事務局長  
國語協会理事

文部次官  
井上眼科病院長

日本放送協会編成局演出部長

元京城大學理學部長  
日本交通公社教習所長  
東京商科大學予科教授

日本タイムズ社主筆兼編集総長

日本学士院会員

國際文化振興会翻訳課課長

桑原 田一 京信  
金河合 一雄助  
香月善孝  
大塚次郎  
宇田夫  
石井登  
池田達  
安藤信  
秋岡義  
宮澤輔  
崎岡義  
山岡俊  
梧岡義  
正岡義  
藤田修  
藤田治  
藤田義  
藤田治  
安藤信  
秋岡義  
山岡俊  
崎岡義  
輔

時事新報社副主筆

紺

野

次

郎

都立第五女子高等学校教諭

式

田

次

郎

科学研究所研究員

紺

田

次

郎

元東京外國語学校教授

田口

卯

三

郎

中京新聞社社長兼主筆

千葉

雄

次

郎

日本キリスト教團總主事兼教師部長

千葉

井

井

井

言語文化研究所理事長

千葉

沼

直

郎

共同通信社編集総務

千葉

原

三

郎

東京大学助教授

千葉

原

三

郎

日本出版協会海外課長

千葉

原

三

郎

成城高等学校講師

千葉

原

三

郎

日本放送協会専務理事

千葉

原

三

郎

澁谷区廣尾小学校教諭

千葉

原

三

郎

力ナモジカイ常務理事

千葉

原

三

郎

文部省社会教育局調査員

千葉

原

三

郎

日本民主主義文化連盟教育部長

千葉

原

三

郎

書

幹

記

事

吉吉吉  
坂北吉  
岡元野  
阪田田  
彦源甲  
健三子  
太郎俊  
二郎藏  
郎郎寧  
春夫拾  
郎博寧  
郎夫春  
郎拾夫  
郎博春  
郎寧博  
郎寧吉  
郎吉吉  
郎吉吉

## ローマ字調査会の発足まで

文部省教科書局國語課 ローマ字調査係

(昭一三・一〇・一六)

### 一、ローマ字教育協議会

昭和二十一年四月から、全國の小学校ならびに新制中学校で、ローマ字教育が実施されることになつたが、これにさきだつて、ローマ字教育を実施にするについてのいろいろの対策を協議するため、昭和二十一年六月、文部省に「ローマ字教育協議会」が設置されて、教育関係者、学者、ローマ字研究家、放送・出版関係者などにお集りを願い、同年十月まで慎重に審議を重ねた結果、「ローマ字教育の指針」「ローマ字教育を行ふについての意見」をとりまとめ文部大臣に提出した（昭和二十一年十月二十二日）当局はこれに基いてその実施方法を慎重に検討した結果「國民学校におけるローマ字教育実施要項」（註「備考（一）この要項における國民学校とは、來年度から新学制が実施される場合には、小学校および新制中学校をさすのである」）を決定、発表し（昭和二十一年一月二十日）これによつて、昭和二十一年度からローマ字教育が実施されているのである。

ローマ字教育協議会の「ローマ字教育を行ふについての意見」のうちに、「ローマ字の表記法」（特につづり方）については、別冊『ローマ字教育の指針』に示す方式をとるが、更に適当の機関を設け、學術上・教育上および實際生活上から研究を進め、改善をはかられたきこと」とあり、ま

た、一九四六年（昭和二十一年）にわが國を訪れたアメリカの教育使節團の報告書の「國語の改革」の章に、「一、ある形のローマ字はぜひとも一般に採用すること。二、選ぶべき特殊の形のローマ字は、日本の學者教育權威者および政治家より成る委員会が、これを決定すること（以下省略）」とあるのに基いて、當局は公正な機關を設けて、ローマ字に関する諸種の問題について調査審議をすることとなつたが、これには相当の日時を要するので、昭和二十二年度におけるローマ字教育について定めたものであり、その実施の成果を基礎として更に昭和二十三年度からの計画を考えていきたいと思います。」とありますとおり、ひとまず暫定的の処置によつて実施することとなつたのである。

## 二、ローマ字調査委員会準備会

以上のようにローマ字による國語の書きあらわし方、また、小・中学校におけるローマ字教育については、まだまだ検討を加え、改善をしなければならない点がたくさんにある。たとえば、つづり方の問題にしても、ローマ字教育の方針や方法にしても、まだ研究を要する点が少くないのであって當局は、これらの問題についてすみやかに根本的解決をはかり、本格的なローマ字教育を一日も早く実施することが、刻下の急務であると考え、昨年四月以降「ローマ字調査委員会」（仮称）の設置を準備しつつあつた。

この委員会は社会各方面の權威者をもうらした民主的な構成であるようにし、あくまでも、中正

な性格をもつて公正妥当な結論を得るために、現在わが國を代表する各職域・各團体の權威者・代表者等の協力のもとに、委員選出の方法・範囲、また、委員会運営の方法などについての隔意のない意見をきき、それにしたがつて委員会を設置するために、委員会の発足にさきだつて、ローマ字調査委員会準備会を開くこととした。

準備会は、ローマ字研究家・言語關係・報道關係者・官界等の權威者・代表者にお集りを願い昨年暮から今年の初めにかけて下記の通り四回開いた。

第一回 昭和二十二年十一月五日（金）

第二回 昭和二十二年十二月十一日（木）（第一回小委員会）

第三回 昭和二十三年一月二十二日（木）（第二回小委員会）

第四回 昭和二十三年一月二十九日（木）

このうち、第一回および第四回は総会であり第二回および第三回は小委員会である。

準備会の経過概要是次のとおりである。すなわち、第一回の準備会において、当局からローマ字教育の実施にいたるまでのいきさつ、委員会設置の必要、準備会開催の必要と目的ならびに使命などをについて説明をして後座長を定め種々質疑應答を重ねた結果、委員の選出は、現在わが國の文化を代表するような團体をできるだけたくさん選んで、それを委員の推薦母体とすることを決定し、推薦の具体的方法ならびに人員配当などのこまかい点は小委員会を設けて検討することを決定し、

小委員会を構成する小委員の人選は座長一任となつた。

準備小委員会 昭和二十二年十二月十一日、第一回小委員会において、推薦母体、推薦の具体的な方法、人員配当などを決定し、それにしたがつて当局は政治、学術、教育、文化、実業、勤労等の各職域團體の代表者に對して、「識者の御意見・御研究などを十分に考慮検討して、ローマ字による國語の書きあらわし方ならびにローマ字教育に関する調査研究につき遺憾なきを期したい」から「貴團體におかれて、こうした問題について、もつとも適當と思われる方々を当局の参考までに」知らせられたい旨の依頼状をおくり、これに対する各方面からの回答に基いて、第二回小委員会において慎重に選考した結果、委員の候補者につきいちおうの成案を得ることができた。なお、臨時委員の選考、委員会の運営などのことについては、委員会が本格的に発足してのち、委員会自身が決定すべきことなどを議決した。ついで本年一月二十九日第四回準備会を開き、小委員会で得た決論を報告し、慎重な検討、質疑應答を重ねて委員候補者についての最後案をまとめた。また、官制については各方面との折衝の關係上、多少の字句の修正はあるかも知れないが、趣旨は變更しないという了解のもとに、當局に一任し、議事規則は委員会自身がつくることなどを定め、最後に下記の決議を行つて準備会は、その使命を遺憾なく果して解散した。

#### ローマ字調査委員会準備会決議：

本準備会はローマ字問題の重要性にかんがみ、本問題に関する公正にして權威ある委員会を構成

するための案を得ることに努めてきたが、ここに決論を得た。ついては本準備会の意見を基礎としてローマ字調査委員会がすみやかに設置され、中正妥当な結論が得られるように希望する。

### 三、ローマ字調査会

準備会終了後当局としては、その決議に基いて、一日もすみやかに「ローマ字調査委員会」（仮称）を本格的に発足させるために、必要な準備をととのえつたつたのであるが、政令による委員会を設置するための根拠となる「各省設置法」の制定施行をみないために、いたずらに日を送るこになつたのである。しかしながらローマ字に関する調査・審議は一日もゆるがせにすることができなかつたいせつなことがらであるので、この際ひとまず政令によらず大臣裁定による調査会を設置することとし、將來、根拠法規の制定されたあつきには政令によるものにきりかえる予定をもつて「ローマ字調査会」という名称のもとに出発することとなつたのである。

## 学術用語調査会（昭二四・一・五）

主管

科學教育局 科學資料課

### 学術用語調査会規程

（昭二四・一・五官報）

### 文部省訓令第一号

学術用語調査会規程を次のように定める。

昭和二十四年一月五日

文部大臣 下

條

康

謹

## 学術用語調査会規程

一八二

第一條 学術用語調査会（以下、調査会とう）は、学術用語の制定に関する事項を調査審議する。

調査会は、前項の事項について、文部大臣に建議することができる。

第二條 調査会は、会長一人、副会長三人及び委員六十人以内で組織する。

特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

第三條 委員及び臨時委員は、学術会研究團体等の推薦による学識経験のある者及び関係官吏の中から、文部大臣が委嘱し、又は命ずる。

第四條 委員の任期は二年とする。但し、重任することを妨げない。

第五條 会長及び副会長は、委員の互選による。

会長及び副会長の任期は二年とする。但し、重任することを妨げない。

第六條 会長は、会務を總理する。

副会長は、会長を補佐する。会長に事故があるときは、会長の指名する副会長がその職務を代理する。

第七條 調査会に必要があるときは、部会を置くことができる。

第八條 調査会は、文部省関係職員に対し、調査会に出席して意見を述べることを求めることがで

きる。

文部省関係職員は、調査会に出席して意見を述べることができる。

第九條 調査会に幹事を置き、文部大臣が委嘱し又は命する。

幹事は上司の指揮を受けて庶務を整理する。

第十條 調査会に書記を置き、文部大臣が命する。

書記は、上司の指揮を受けて、庶務に従事する。

### 学術用語調査会を設置する趣旨

さきに政府は、内閣告示をもつて「当用漢字表」および「現代かなづかひ」を制定公布し、今後これを廣く各方面に使用することを希望した。

科学技術に関する学術用語についても、この告示の趣旨にそい、あるいは重複したもの、あるいは複雑難解なものなど約八十万語に及ぶ用語（名詞、動詞、形容詞）の統一簡易化を図り、一方戦時中いちじるしく躍進を遂げた米國學術界の新用語をも採択の上、わが國の學術標準用語を制定し國民の科学に対する理解を深め、科学教育の普及徹底を図るとともに、外國との文化交流に寄與することは各方面から要望されている。

また學術標準用語の制定は、全學術会および研究團体の協力により、全科學者および技術者の責

任と権威において新時代の國語運動の一環として處理すべき國家的事業である。

これらの要望にこたえ、適切な學術用語の制定について調査審議を行うために、全科學技術界を代表する學識經驗者を集めて、學術用語調査会を設置して、所期の目的を達成するためここにこの調査会の規程を制定しようとするものである。

(備考)

昭和二十四年四月八日第一回總会開催、同席上互選の結果、會長に有光次郎、副會長に服部靜夫、福田武夫が當選した。

# 國立國語研究所

(昭二十三・一一・二〇官報)

## 國立國語研究所設置法

國立國語研究所設置法をここに公布する。

昭和二十三年十二月二十日

内閣總理大臣

吉田

茂

法律第二百五十四号

## 國立國語研究所設置法

### (目的及び設置)

第一條 國語及び國民の言語生活に関する科学的調査研究を行い、あわせて國語の合理化の確実な基礎を築くために、國立國語研究所（以下研究所といふ。）を設置する。

2 研究所は、文部大臣の所轄とする。文部大臣は、人事及び予算に関する事項に係るものを除くほか研究所の監督をしてはならない。

### (事業)

第二條 研究所は、次の調査研究を行う。

一 現代の言語生活及び言語文化に関する調査研究

## 二 國語の歴史的発達に関する調査研究

### 三 國語教育の目的、方法及び結果に関する調査研究

### 四 新聞における言語、放送における言語等、同時に多人数が対象となる言語に関する調査研究

2 研究所は、前項の調査研究に基き、次の事業を行う。

一 國語政策の立案上参考となる資料の作成

二 國語研究資料の集成、保有及びその公表

三 現代語辞典、方言辞典、歴史的國語辞典、その他研究成果の編集及び刊行

(調査研究の委託)

第三條 研究所の事業は、他の研究機関又は個人によつて既に行われ、又は現に行われている同種の調査研究と重複しないことを原則とする。

2 研究所は、前項の重複をさけるために、前條第一項各号の一に該当する調査研究が他の適当な研究機関又は個人によつて既に行われている場合には、研究所の事業として、その調査研究をその研究機関又は個人に委託することができる。

(所長)

第四條 研究所に所長を置く。

2 所長は、一級の文部教官又は文部事務官のうちから、文部大臣が命ずる。

3 所長は、他の政府職員と兼ねることができない。

(報告の公表)

第五條 所長は、毎年少くとも一回、調査研究の状況及びその成果に関する報告を公表しなければならない。

(評議員会)

第六條 研究所に評議員会を置く。

2 評議員会は、研究所の毎年の事業計画、調査研究の委託その他重要事項について審議し、所長に助言する。

3 所長は、前項の重要事項については、評議員会の助言を求めなければならない。

(評議員)

第七條 評議員会は、二十人の評議員で組織する。

2 評議員は、國家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）の定めるところにより、学識経験のある者のうちから、文部大臣が命じ、又は委嘱する。

3 学校の教職員を除く政府職員は、評議員となることができない。

4 評議員の任期は、四年とし、二年ごとにその半数を改任又は改嘱する。但し、再任又は再委嘱を妨げない。

5 準欠の評議員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(評議員会の会長及び副会長)

第八條、評議員会に評議員の互選による任期二年の会長及び副会長各一人を置く。

(評議員会の運営方法に関する事項)

第九條 この法律に定めるものを除くほか、評議員会の運営方法に関する事項は、評議員会の助言によつて、文部大臣が定める。

(研究所の運営)

第十條 研究所の部課等の編成、職員の選出及び配置その他研究所の運営について必要な事項は、所長が定める。

(定員)

第十一條 研究所に置かれる専任の文部教官又は文部事務官の定員は、次の通りとする。

職員の種類	級別			備 考
	一級	二級	三級	
文部教官又は文部事務官	三人	一〇人	一二人	二五人
文部教官又は文部事務官の一級の定員は文部教官又は文部事務官の定員を含む。				

2 文部教官又は文部事務官で現に二級又は三級の地位にあるものは、轉任によつて、それぞれ前項の一級又は二級の文部教官又は文部事務官となることができない。

#### 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の後、最初に命ぜられ、又は委嘱される評議員のうち、半数の者の任期は、第七條第四項の規定にかかわらず、二年とする。

辞令 (昭二四・二・一八官報)

(各通) 文部教官 高木貞二 同 時枝誠記 同 海後宗臣  
同 鳩田琴次 同 倉石武四郎 同 服部四郎  
國立國語研究所評議員を命ずる。

(各通) 安藤正次 伊藤正徳 川端康成  
金田一京助 沢登哲一 土居光知  
土岐善麿 東條操 中島健藏  
古垣鉄郎 松垣忠則 柳田國男  
山崎匡輔

國立國語研究所評議員を委嘱する。(以上二月四日附)

國立國語研究所評議員会運営規則（昭二四・三・一八官報）

文部省令第八号

國立國語研究所設置法第九條の規定に基き、國立國語研究所評議員会運営規則を次のように定める。

昭和二十四年三月二十八日

文部大臣 高瀬莊太郎

（本文略）

辞令 昭二四・四・一一官報

昭和二十四年一月三十一日

西 尾 実

尾

実

文部教官に任命する

一級に叙する

文部教官

西

尾

実

國立國語研究所長に補する

# 内閣

- 法令形式ノ改善ニ關スル件 (大一五・六・一)  
資源ニ關スル標準用語ノ使用普及ニ關スル件 (昭六・一・三二)  
資源ニ關スル標準用語 (昭六一一昭一四)  
國語國字ノ整理統一ニ關スル閣議申合事項 (昭一六・二・一五)  
資源ニ關スル標準用語整備ニ關スル件 (昭一六・三・二七)  
標準漢字表ニ關スル閣議申合 (昭一七・二・四)  
當用漢字表の実施に關する件 (昭二一・一・一六)  
當用漢字表 (昭二一・一・一六)  
現代かなづかいの実施に關する件 (昭二一・一・一六)  
現代かなづかい (昭二一・一・一六)  
當用漢字別表の実施に關する件 (昭二一・一・一六)  
義務教育期間中に読み書きとともに指導すべき漢字の範囲 (昭二三・二・一六)  
當用漢字訓表の実施に關する件 (昭二三・二・一六)  
日常使用する漢字の音訓の範囲 (昭二三・二・一六)

○内閣訓令號外（大一五・六・一官報）

法令形式ノ改善ニ關スル件

現今ノ諸法令へ往々ニシテ難解ノ嫌アリ。其ノ原因ガ内容ノ複雜ナルニ存スル場合ナキニアラザレドモ、記述ノ方法ヨリ來レルモノ亦少カラズ。自今法令ノ形式ヲ改善シテ文意ノ理解ヲ容易ナラシムルコトニ力ムルハ時勢ノ要求ニ應ズル所以ノ道ナリト信ズ。今此ノ點ニ關シテ特ニ留意スベキ事項ヲ舉グレバ左ノ如シ。

（下略）

大正十五年六月一日

内閣總理大臣　若槻　禮次郎

○内閣訓令號外（昭六・一・三一官報）

資源ニ關スル標準用語ノ使用普及ニ關スル件

各官廳

資源ニ關スル用語ハ廣ク國民ノ生活活動ニ緊密ナル關係ヲ有シ、之ガ統一ヲ促進スルコトハ平時社會生活上活動能率ノ向上ヲ期スル所以ノ途ニシテ又有事ニ處スルニ於テ特ニ其ノ必要ヲ感ゼシムル所ナリ。仍テ政府ハ資源審議會ニ諮リ其ノ答申ヲ俟ツテ次第ニ各種資源ニ關スル標準用語ヲ決定セシコトヲ期シ、先づ薬品ニ關スルモノヲ決定シ本日内閣告示第一號ヲ以テ之ヲ公布シタリ。爾今各

官廳ニ於テハ此等標準用語ノ使用普及ニ力ヲ致シ、率先シテ之ガ使用ヲ勵行スルト共ニ廣ク關係各方面ニ勸奨シテ一般ニ其ノ使用ニ習熟セシムルニ努メ、以テ用語統一ノ趣旨ヲ徹底セシムルニ付萬遺憾ナキヲ期スペシ。

○内閣告示第一號 (昭六・一・三一官報)

資源ニ關スル標準用語中藥品ニ關スルモノ左ノ通リ之ヲ定ム

昭和六年一月三十一日

内閣總理大臣臨時代理外務大臣  
幣 原 喜 重 郎

藥品標準用語

九九七語(略)

○内閣告示第四號 (昭七・七・一官報)

昭和六年内閣告示第一號藥品標準用語中左ノ通改正ス

昭和七年七月一日

内閣總理大臣 子爵 齋

藤

實

標準用語「アントラセン油」ノ同義語ニ「アンスラセン油」ヲ加フ

(下略)

○内閣告示第五號 (昭七・七・一官報)

資源ニ關スル標準用語燃料、油脂、塗料及顏料ニ關スルモノ左ノ通之ヲ定ム

昭和七年七月一日

内閣總理大臣 子爵

齋 藤

實

燃料、油脂、塗料及顏料標準用語

三三九語（略）

○内閣告示第一號（昭一〇・三・六官報）

資源ニ關スル標準用語中機械ニ關スルモノ左ノ通之ヲ定ム

昭和十年三月六日

内閣總理大臣

岡 田

介

機械標準用語

一〇三五語（略）

○内閣告示第一號（昭一一・一・九官報）

資源ニ關スル標準用語中金屬類、礦物類及土石類ニ關スルモノ左ノ通之ヲ定ム

昭和十一年一月九日

内閣總理大臣

岡 田

啓

介

金屬類、礦物類及土石類標準用語（二〇七語）

(略)

○内閣告示第一號 (昭一四・二・二二官報)

資源ニ關スル標準用語中電氣ニ關スルモノ左ノ通之ヲ定ム

昭和十四年二月二十二日

内閣總理大臣 男爵 平 沼 騏 一 郎

電氣關係標準用語

七二五語 (略)

國語國字ノ整理統一ニ關スル閣議申合事項 (昭・一六・二・二五)

國語・國字ノ調査研究並ビニ整理統一ヲ圖ルハ、國民精神ノ作興上又國民教育ノ能率增進上、更ニ東亞ノ共通語トシテ醇正ナル日本語ノ普及上、現下極メテ喫緊ノ事ナリ、故ニ政府ハ之ヲ重要ナル國策トシテ左ノ申合ヲナス

一、文部省ニ於テ國語國字ノ調査研究並ビニ整理統一ヲ促進シ、内閣及ビ各省ハ之ニ協力スルコト  
一、前項ニ依リ整理統一セラレタル事項ハ閣議ノ決定ヲ經テ内閣及ビ各省速カニ之ヲ實行スルコト

〔備考〕 資源局ニ於ケル標準用語選定上ノ根本方針

- 一、標準用語ハ平易簡明ニシテ理解シ易ク且語感善キモノヲ選ブコト
- 二、普通ニ使用セラルル慣用語ハ甚ダシク不合理ナラザル限り之ヲ尊重スルコト
- 三、國語ヲ尊重スルコト、但シ外國語ニシテ普通ノ慣用語若ヘ國際的用語トナレルモノ又ハ適當ノ譯語ナキハ寧ロ之ヲ尊重スルコト
- 四、左ニ掲タル用語ハ成ルベク之ヲ尊重スルコト
- イ、臨時國語調査會、工業品規格統一調査會、航空評議會及其他ノ權威アル關係機關ニ於テ決定シタル用語
- ロ、現行法令又ハ國定教科書中ニ使用セラルル用語
- 五、略語ト雖モ普通ノ慣用語トナレルモノハ之ヲ選ブヲ妨ゲザルモ極端ニ符牒化シタルモノハ之ヲ避クルコト
- 六、用字ニ付テハ概不左ノ方針ニ依ルコト
- イ、努メテ呼稱ニ一致セシムルコト
- ロ、意味ナキ漢字ノ使用ヲ避クルコト
- ハ、難解ナル漢字ハ成ルベク發音ニ從ヒ片假名書トスルコト
- ニ、漢字ハ成ルベク臨時國語調査會發表ノ常用漢字表ニ依ルコト。

〔備考〕

## 官報送假名

送假名法 内閣官報局編 明治二十二年四月 官報附錄

送假名法 内閣官報局編 一冊 明治二十七年四月 八尾書店發行

## 内閣印刷局研究報告

本邦常用漢字の研究 昭和四年五月

本邦常用漢字の研究（第二回）昭和十年六月

本邦常用漢字の研究 昭和十六年五月

## ○内閣閣甲第四八〇號

昭和十七年十二月四日

内閣書記官長

星

野

直

樹

文部大臣 橋田彦殿

本日閣議ニ於テ別紙ノ通申合セ之有リ候條命ニ依リ通牒ニ及ビ候

（別紙）

閣議申合

各官廳ニ於テハ別冊標準漢字表ニ照應シテ今後ノ用字ニ考慮ヲ用フルコト

## ○企ニ語第〇〇一號（四）（昭一六・三・二七）

資源ニ關スル標準用語整備ニ關スル件

資源ニ關スル標準用語ハ昭和六年以來資源局ニ於テ（イ）薬品、（ロ）燃料、油脂、塗料及顔料、

（ハ）機械、（ニ）金屬類、礦物類及土石類、（ホ）電氣關係ノ各標準用語ヲ制定シテ之ヲ内閣ヨリ告示シ法令用語トシテ採用ノ上其ノ普及ヲ圖リ來リシモ爾來情勢ノ變化著シク用語ノ種類モ多岐ニ至リ前記標準用語ノミニテハ不充分ナル爲各種學會及技術團體例ヘバ日本機械學會、工業化學會日本化學會電機學會等夫々獨自ノ用語ヲ制定使用シツツアリ。此ノ間相互ノ連絡ナク今日此ノ儘放任スルヤ標準用語制定ノ趣旨ニ反スルノミナラス混亂ヲ來ス惧アルヲ以テ速カニ在來各方面ニ於テ制定セラレタル用語ヲ檢討シ、弘ク資源ニ關スル全般ニ至リ標準用語ヲ一元的ニ整備シ其ノ普及ヲ徹底スルノ要アリト認ムルヲ以テ次ノ要領ニ依リテ襄ニ内閣ヨリ告示セル資源ニ關スル標準用語ヲ改訂増補シ以テ之ガ整備ヲ圖ルモノトス

（一）資源ニ關スル標準用語ノ整備ハ企畫院第七部之ヲ擔當ス

（二）企畫院ヘ標準用語整備ノ原案作成ヲ別紙要領ニ依リ全日本科學技術團體聯合會及科學動員協會ニ委嘱ス

（三）關係各廳ハ用語原案ノ作成審議ニ付緊密ナル連絡ヲ保ツモノトス

（四）標準用語案ハ閣議決定ヲ經テ之ヲ内閣ヨリ告示ス

(昭二一・一一・一六官報号外)

## ○内閣訓令第七号

各官廳

### 当用漢字表の実施に關する件

從來、わが國において用いられる漢字は、その数がはなはだ多く、その用いかたも複雑であるために、教育上また社会生活上、多くの不便があった。これを制限することは、國民の生活能率をあげ、文化水準を高める上に、資するところが少くない。

それ故に、政府は、今回國語審議会の決定した当用漢字表を採択して、本日内閣告示第三十二号をもって、これを告示した。今後各官廳においては、この表によつて漢字を使用するとともに、廣く各方面にこの使用を勧めて、当用漢字表制定の趣旨の徹底するよう努めることを希望する。

昭和二十一年十一月十六日

内閣總理大臣

吉

田

茂

## ○内閣告示第三十二号

現代國語を書きあらわすために日常使用する漢字の範囲を、次の表のように定める。

昭和二十一年十一月十六日

内閣総理大臣 吉田

茂

## 当用漢字表

(略)

## ○内閣訓令第八号

(昭二一・一一・二六官報号外)

各官廳

## 「現代かなづかい」の実施に関する件

國語を書きあらわす上に、從來のかなづかいは、はなはだ複雑であつて、使用上の困難が大きい。

これを現代語音にもとづいて整理することは、教育の負担を軽くするばかりでなく、國民の生活能率をあげ、文化水準を高める上に、資するところが大きい。それ故に、政府は、今回國語審議会の決定した現代かなづかいを採択して、本日内閣告示第三十三号をもつて、これを告示した。今後各官廳においては、このかなづかいを使用するとともに、廣く各方面にこの使用を勧めて、現代かなづかい制定の趣旨の徹底するよう努めることを希望する。

昭和二十一年十一月十六日

内閣総理大臣

吉

田

茂

## ○内閣告示第三十三号

現代國語の口語文を書きあらわすかなづかいを、次のように定める。

昭和二十一年十一月十六日

内閣総理大臣

吉

田

茂

現代かなづかい

(昭二三・二・一六官報号外)

## ○内閣訓令第一号

当用漢字別表の実施に関する件

さきに、政府は現代國語を書きあらわすために日常使用する漢字の範囲を定め、昭和二十一年内閣告示第三十二号をもって、当用漢字表を告示した。しかしながら、これは國民生活の上で漢字の制限が無理がなく行われることをめやすとしたものであつて、國民教育における漢字學習の負担を軽くし、教育内容の向上をはかるためには、わが國の青少年に對して義務教育の期間において読み書きともに必修せしめるべき漢字の範囲を定める必要がある。

よつて、政府は、今回國語審議会の決定した当用漢字別表を採択し、本日内閣告示第一号をもつて、これを告示した。今後、各官廳においては、この表を制定した趣旨を理解し、これに協力することを希望する。

昭和二十三年二月十六日

内閣総理大臣 片 山 哲

○内閣告示第一号

当用漢字表の中で、義務教育の期間に、読み書きとともにできるよう指導すべき漢字の範囲を、次の表のように定める。

昭和二十三年二月十六日

内閣総理大臣 片 山 哲

当用漢字別表

(略)

(昭二三・二・一六官報号外)

○内閣訓令第二号

当用漢字音訓表の実施に関する件

さきに、政府は、現代國語を書きあらわすために日常使用する漢字の範囲を定め、昭和二十一年内閣告示第三十二号をもって当用漢字表を告示した。しかしながら、漢字を使用する上の複雑さはその数の多いことによるばかりでなく、その読みかたの多様であることにもよるのであるから、当

用漢字表制定の趣旨を徹底させるためには、さらに漢字の音訓を整理することが必要である。

よって、政府は、今回國語審議会の決定した当用漢字音訓表を採択して、本日内閣告示第二号をもつて、これを告示した。今後、各官廳においてつとめて、この表によつて漢字を使用するとともに、廣く各方面に、当用漢字音訓表制定の趣旨の徹底するよう努めることを希望する。

昭和二十三年一月十六日

内閣總理大臣 片山哲

### ○内閣告示第二号

現代國語を書きあらわすために、日常使用する漢字の音訓の範囲をおおむね次の表のようない定める。

昭和二十三年一月十六日

内閣總理大臣 片山哲

当用漢字音訓表

(略)

関 係 事 項

戸籍法  
戸籍法施行規則  
教科用図書検定規準

○戸籍法（昭二二・一二・二三官報）

戸籍法を改正する法律をここに公布する。

昭和二十二年十二月二十二日

内閣總理大臣 片

山

哲

法律第二百二十四号

第五十條 子の名には、常用平易な文字を用いなければならぬ。

常用平易な文字の範囲は、命令でこれを定める。

司法省令第九十四号（昭二二・一二・二九官報号外）

戸籍法施行規則を次のように定める。

昭和二十二年十二月二十九日

司法大臣 鈴

木

義

男

第六十條

戸籍法第五十條第二項の常用平易な文字は左に掲げるものとする。

一、昭和二十一年十一月内閣告示第三十二号当用漢字表に掲げる漢字  
二、片かな、又は平かな（変体かなを除く）

○教科用図書検定規準

（昭二四・二・九官報号外）

主管 教科書局 検定課

文部省告示第十一号

教科用図書検定基準を左のとおり定める

昭和二十四年二月九日

文部大臣 下條康麿

第一章 國語科の検定基準 第一節 小學校國語科の検定基準

ニ 必要條件・（四）表現・3漢字かなづかい・ローマ字つづりは適切であるか。

- (1) 使用する漢字は、固有名詞のほかは、原則として当用漢字別表の範囲内に限り、それ以外の漢字を必要とする場合には、当用漢字表中のなるべくやさしい漢字を用いることとする。漢字の用い方については、当用漢字音訓表による。
- (2) 固有名詞などにおいて、やむを得ず(1)以外の漢字の用い方をするときは、初出の際にふりがなをつけるなどの方法によつて、読み方を示すこととする。
- (3) 学術用語においても(1)に示した通り、当用漢字表中の漢字を用い、それにはないものは、なるべくかなで書くか、あるいは、やさしい漢字を用いてやさしい書き方をし、初出の際にふりが

なをつけるなどの方法によつて、読み方を示すこととする。

- (4) かなは、特に必要な場合のほかは、原則として、ひらがなを用いる。（ふりがなの場合を含む。）

(5) かなづかいは、現代口語文においては現代かなづかいを用いる。（ふりがなの場合を含む。）

(6) 原典をそのまま載せる必要のある場合には、(1)から(5)までによらなくてもよい。（ふりがなの場合を含む。）

(7) 送りがなは、おおむね現行の教科書の用例による。

(8) ローマ字つづりは、特別の必要のない限り、訓令式・日本式・標準式（ヘボン式）のうち、どれか一つを一貫して用いる。

第二節 中学校高等学校國語科の検定基準 二 必要條件 (四) 表現・3・(1)

第三節 高等学校國語科漢文の検定基準 二 必要條件 (一) 教材内容 3・(1)

### 文部省告示第二十号（昭二四・三・一二官報）

教科用図書検定基準の一部を次のように改正する。

昭和二十四年三月二十二日

文部大臣 高瀬莊太郎

第一章 第五節 小学校國語科硬筆書方の検定基準 二 必要條件 (四) 表現 (略)